平成２５年（フ）第１３８６６号
神奈川県横須賀市浦賀丘１丁目１―21　ハイツＡ棟201
債務者　木村　　巧
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７１号
埼玉県戸田市大字新曽637―103
債務者　山村　凉一
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７２号
埼玉県さいたま市南区内谷５丁目16―７　みやび第２コーポ302
債務者　林田　久美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７３号
東京都板橋区大谷口２丁目７―11
債務者　畑中　綾子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９６号
東京都足立区島根１丁目６―11―103
債務者　廣瀬　明子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９７号
東京都足立区島根１丁目６―11―103
債務者　廣瀬　明彦
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０１号
神奈川県横浜市緑区青砥町172―11―103、住民票上の住所神奈川県横浜市緑区青砥町172―103
債務者　冨山　直之
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０２号
東京都稲城市長峰３丁目７　杜の四番街１―402
債務者　眞下　雄太
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０５号
東京都世田谷区下馬４丁目４―13―108
債務者　小野　登之
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２号
長野県佐久市内山6946番地３　マンションＹＡＭＡＴＯ205
債務者　新井　一徳
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第６３８号
静岡市駿河区西島523番地の１　ハイツ静明102号
債務者　田中善子こと　李　　京任
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８号
熊本県人吉市西間下町243番地１　犬童住宅
債務者　前原　杏奈
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１１９号
栃木県下野市小金井1758番地
債務者　山中　正秋
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１３８４４号
東京都足立区梅田４丁目39―21―105
債務者　瀬田　昌枝
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８５２号
東京都板橋区大山金井町30―７
債務者　松本　好美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部